



12月 自治協力委員会



令和7年12月1日(月) 午後3時
藤枝市役所西館5階 大会議室

1 市長あいさつ

2 議題

依頼	資料	自治協力委員の推薦	配布対象	参考書類
1	提出期限：2月2日（月） 協働政策課 ☎643-3189		自治会長	運営の手引き P.35

地域を取りまとめ、自治会運営の中核を担っていただく自治協力委員の推薦をお願いします。

依頼	資料	町内会長の報告	配布対象	参考書類
2	提出期限：2月2日（月） 協働政策課 ☎643-3189		自治会長 町内会長	なし

地域を取りまとめ、町内会運営の中核を担っていただく町内会長の報告をお願いします。

依頼	資料	藤枝市交通安全指導員の任期満了に伴う推薦	配布対象	参考書類
3	提出期限：2月2日（月） 交通安全・地域安全課 ☎631-5553		自治会長 町内会長	運営の手引き P.36

児童・生徒等の登下校時や交通安全運動期間、地区行事の交通指導等の場でご活躍をいただいている交通安全指導員の推薦をお願いします。

依頼	資料	藤枝市環境衛生自治推進協会委員及び常任理事の変更	配布対象	参考書類
4	提出期限：2月2日（月） 生活環境課 ☎643-3681		自治会長 町内会長	運営の手引き P.38

ゴミの分別について、排出者に対する集積所での指導、管理等を行っていただく環自協委員及び常任理事の推薦をお願いします。

依頼	資料	環境美化推進員の変更	配布対象	参考書類
5	提出期限：2月2日（月） 生活環境課 ☎643-3681		自治会長 町内会長	運営の手引き P.39

環境美化の指導、ゴミのポイ捨てに対する注意や指導等を行っていただく環境美化推進員の推薦をお願いします。

依頼	資料	藤枝市青少年補導員の推薦	配布対象	参考書類
6	提出期限：3月3日（火） 生涯学習課 ☎646-3211		自治会長	運営の手引き P.43

青少年の非行化を防ぎ、良い方向へ導くことを目的に見守り・声掛けを行っていただく青少年補導員の推薦をお願いします。

依頼	資料 7	藤枝市保健委員の推薦 提出期限：2月2日（月） 健康推進課 ☎645-1111	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 運営の手引き P.42
----	---------	--	----------------------	------------------------

地域住民の健康増進や行政が行う保健事業の啓蒙及び連絡に協力していただく保健委員や地域の実情に応じた自治会リーダー・町内会リーダーの推薦をお願いします。

依頼	資料 8	広報物の配布者の確認 提出期限：2月20日（金） 総務課 ☎643-3228	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 なし
----	---------	---	----------------------	------------

広報物を配布いただける方を町内会ごと選任をお願いいたします。

情報提供	資料 9	令和7年度国勢調査への協力に対するお礼 総務課 ☎643-3818	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 なし
------	---------	---	----------------------	------------

令和7年度国勢調査についてご理解とご協力をいただきありがとうございました。

情報提供	資料 10	藤枝市スポーツ推進委員の選出方法の変更・推薦 提出期限：2月2日（月） スポーツ振興課 ☎643-3126	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 運営の手引き P.40
------	----------	--	----------------------	------------------------

次期スポーツ推進委員の選出について、「自治会推薦」から「一般公募」および「他推薦（自治会等）」へと変更いたします。

情報提供	資料 11	藤枝市地域防災指導員及び自主防災会役員名簿等の提出 地域防災課 ☎643-2110	配布対象 自治会長	参考書類 運営の手引き P.37
------	----------	---	--------------	------------------------

地域防災指導員の新規推薦や継続確認等に関する書類の提出を自主防災会長に依頼しましたので、ご承知おきください。

情報提供	資料 12	消防団員募集 地域防災課 ☎643-2110	配布対象 自治会長	参考書類 運営の手引き P.47
------	----------	----------------------------------	--------------	------------------------

災害対応や火災予防広報活動、消防活動訓練等の各種防災活動に従事していただく消防団員を募集します。

情報提供	資料 13	民生委員・児童委員の一斉改選に係る委員選出に対するお礼 福祉政策課 ☎643-3148	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 広報12月号
------	----------	---	----------------------	----------------

各地区において民選委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選による委員選出に、ご尽力いただきありがとうございました。

情報提供	資料 14	日本赤十字社の会費募集に対するお礼 日本赤十字社藤枝市地区（福祉政策課） ☎643-3148	配布対象 自治会長 町内会長	参考書類 なし
------	----------	--	----------------------	------------

令和7年度日本赤十字社の会費募集に対し、ご協力ありがとうございました。いただいた会費は国内外の救護活動や献血事業等に使用させていただきます。

次回、自治協力委員会

1月7日（水）午前10時～
藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を掲載しています。ご活用ください。
キーワード検索は、Q 藤枝市 自治協力委員会





藤協第48号
令和7年12月1日

自治会長 各位

協働政策課長

自治協力委員の推薦について（依頼）

自治協力委員は、藤枝市長の委嘱により、地域の取りまとめにご尽力をいただいております。

現在の自治協力委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日となっており、今年度末に任期2年が満了します。つきましては、各自治会から本人の承諾を得て次期自治協力員の推薦をご依頼申し上げます。

なお、本年度に引き続き自治協力委員を引き受けてくださる場合についても、確認のため推薦書及び報告書のご提出をお願いいたします。

記

- 1 提出書類 自治協力委員推薦書及び報告書
- 2 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】
- 3 提出先 自治協力委員会受付・協働政策課・各地区交流センター
- 4 活動内容等 裏面を参照してください。
- 5 個人情報の取扱いについて
 - ・推薦書をもとに、自治協力委員・町内会長名簿を作成します。
 - ・名簿は、市から自治会・町内会への諸連絡や、道路工事などを行う施工業者からの占用手続き等に関する依頼の際に使用します。
 - ・自治会・町内会への連絡事項に関する業務目的以外には使用いたしません。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

1. 自治協力委員

担当課	協働政策課 (643-3189)																		
根拠法令等	藤枝市自治協力委員設置規則																		
任 期	原則 2 年																		
報 酬	<p>月額 23,000 円 ※委員報酬は、源泉徴収（税率 3.063%）の対象となります。 1 月下旬に、出納室から各自治協力委員宛に、1 年分の源泉徴収額についての通知を送付します。 ※月 1 回自治協力委員会に出席された場合は、自宅から会議会場までの距離に応じて交通費を支給</p>																		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する通達事項の周知徹底に関すること (各課より配布物の依頼、月 1 回) (社会福祉事業への協力(日赤、共同募金、歳末助け合い運動)) 自治会内の苦情、要望などの聴聞処理に関すること 簡易的な調査等に関すること (各課より提出物の依頼) (行政協力団体等の委員の選出の依頼) 																		
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>【公務災害を適用】</p> <table border="1"> <tr> <td>療養補償</td><td>療養に必要な費用</td></tr> <tr> <td>休業補償</td><td>基礎額 × 60 / 100 × 休業日数</td></tr> <tr> <td>傷病補償年金</td><td>等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償年金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>障害補償一時金</td><td>障害等級に応じて</td></tr> <tr> <td>介護補償</td><td>介護に要する費用</td></tr> <tr> <td>遺族補償年金</td><td>遺族の人数に応じて</td></tr> <tr> <td>遺族補償一時金</td><td>基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額</td></tr> <tr> <td>葬祭補償</td><td>基礎額 × 30 + 315,000 円</td></tr> </table>	療養補償	療養に必要な費用	休業補償	基礎額 × 60 / 100 × 休業日数	傷病補償年金	等級に応じて	障害補償年金	障害等級に応じて	障害補償一時金	障害等級に応じて	介護補償	介護に要する費用	遺族補償年金	遺族の人数に応じて	遺族補償一時金	基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額	葬祭補償	基礎額 × 30 + 315,000 円
療養補償	療養に必要な費用																		
休業補償	基礎額 × 60 / 100 × 休業日数																		
傷病補償年金	等級に応じて																		
障害補償年金	障害等級に応じて																		
障害補償一時金	障害等級に応じて																		
介護補償	介護に要する費用																		
遺族補償年金	遺族の人数に応じて																		
遺族補償一時金	基礎額 × 400 又は 基礎額 × 400 - 支給済み遺族補償年金額																		
葬祭補償	基礎額 × 30 + 315,000 円																		
選出人数	各自治会ごとに 1 人																		
選出人数の 算出根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		
自治会町内会から 選出する根拠	自治協力委員設置規則第 2 条 委員は、市内各自治会ごとに 1 人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。																		

自治協力委員推薦書及び報告書

令和8年4月1日からの自治協力委員について下記のとおり推薦します。

また、継続する場合について下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

推薦者
(報告者) _____ 自治会

自治会長 _____

記

[所属町内会 :]

区分	ふりがな 氏名	生年月日	住所	連絡先
新任			〒 藤枝市	自宅： 携帯： FAX：
継続				

※収集した個人情報は自治会・町内会への連絡事項に関する業務目的以外には使用いたしません。

【記入方法】

- ・推薦者(報告者)は必ずご記入ください。
- ・新任の場合、新任に○をつけ、全ての項目にご記入ください。
- ・継続の場合、継続に○をつけ、変更がある項目のみご記入ください。

【連絡・提出先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

○藤枝市自治協力委員設置規則

昭和45年4月8日
規則第5号

(設置)

第1条 市政の円滑な運営を期するため、藤枝市(以下「市」という。)に自治協力委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員)

第2条 委員は、市内各自治会ごとに1人を置き、自治会の住民の推薦により、市長が委嘱する。

2 委員の担任区域は、別表に掲げる自治会及び町内会とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 委員は、次に掲げる職務を担当して市に協力するものとする。

- (1) 市民に対する通達事項の周知徹底に関すること。
- (2) 自治会内の苦情、要望などの聴聞処理に関すること。
- (3) 簡易な調査等に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(意見)

第5条 市長は、必要があるときは前条の職務について委員の意見を求めることができる。

2 委員は、前条の職務について市長に意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務の遂行については厳正公平を旨として、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

参考

業務内容	<ul style="list-style-type: none">・市民に対する通達事項の周知徹底に関すること (各課より配布物の依頼、月1回) (社会福祉事業への協力(日赤、共同募金、歳末助け合い運動))・自治会内の苦情、要望などの聴聞処理に関すること・簡易的な調査等に関すること (各課より提出物の依頼) (行政協力団体等の委員の選出の依頼)
------	--



藤協第49号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

町内会長の報告について（依頼）

町内会長は、地域の取りまとめや運営にご尽力をいただいております。
令和8年度につきましても、町内会から本人の承諾を得て次期町内会長をご報告いただきたく、下記のとおりご依頼申し上げます。

記

1 提出書類 町内会長報告書

2 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】

3 提出先 自治協力委員会受付・協働政策課・各地区交流センター

4 個人情報の取扱いについて

- 推薦書をもとに、自治協力委員・町内会長名簿を作成します。
- 名簿は、市から自治会・町内会への諸連絡や、道路工事などを行う施工業者からの占用手続き等に関する依頼の際に使用します。
- 自治会・町内会への連絡事項に関する業務目的以外には使用いたしません。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

町内会長報告書

令和8年4月1日からの町内会長について下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

報告者

_____ 町内会

町内会長

記

区分	ふりがな 氏名	生年月日	住所	連絡先
新任			〒 藤枝市	自宅： 携帯： FAX：
継続				

※収集した個人情報は自治会・町内会への連絡事項に関する業務目的以外には使用いたしません。

【記入方法】

- ・報告者は必ずご記入ください。
- ・新任の場合、新任に○をつけ、全ての項目にご記入ください。
- ・継続の場合、継続に○をつけ、変更がある項目のみご記入ください。

【連絡・提出先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤交指第3号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

藤枝市交通安全対策協議会
会長 北村正平
(交通安全・地域安全課長)

藤枝市交通安全指導員の任期満了に伴う推薦について（依頼）

日頃、市の交通安全の推進について、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、藤枝市交通安全指導員は、各自治会よりご推薦をいただき、藤枝市交通安全対策協議会会长の委嘱により、児童・生徒等の登下校時や交通安全運動期間、地区行事の交通指導等の場でご活躍をいただいておりますが、現指導員の任期が令和8年3月31日で満了となります。

つきましては、次期（令和8年4月1日から令和10年3月31日）交通安全指導員の推薦と退任者の連絡について下記の通りご依頼申し上げます。

記

- 1 提出書類 交通安全指導員推薦書及び連絡書（別紙1）
**※新任、退任を選択して記入、提出してください。
※継続意思の確認ができた場合、提出は不要です。**
- 2 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】
- 3 提出先 自治協力委員会受付、交通安全・地域安全課、各地区交流センター
- 4 活動内容等 裏面を参照してください。
- 5 その他 令和7年度各小学校区の班長（別紙2）とご相談の上、活動に参加できる方をご推薦いただきますようお願いします。
- 6 注意点 本件は交通安全協会藤枝地区支部（警察署内）の分会員の推薦ではありません。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所東館4階）
Tel : 054-631-5553
Fax : 054-643-3327
Mail : kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

②藤枝市交通安全指導員

委員の名称	藤枝市交通安全指導員								
担当課	交通安全・地域安全課【TEL】631-5553								
根拠法令等	藤枝市交通安全指導員設置要綱、藤枝市交通安全指導員会規約								
任期	原則2年								
報酬	活動実績に応じ支給（予算の範囲内で月上限4千円または5千円を年1回支給）								
業務内容	<p>市民の交通道徳の高揚や地域の交通安全の確保を推進するため、小学校区単位で選出・推薦されたボランティアとして、次の事項を遂行する。</p> <p>① 街頭における交通指導 ・児童・生徒の登下校時の街頭指導 ・セーフティスクールゾーン運動（1学期間集中的に行う街頭指導） ・各季交通安全運動・交通事故ゼロの日・県交通指導員会一斉街頭指導 ・新入学児童・保護者に対する交通事故防止キャンペーン活動への協力</p> <p>② 市民に対する交通安全教育 ・「交通安全リーダーと語る会」における交通安全指導</p> <p>③ その他、市民の交通安全の確保 ・地元自治会等関係団体からの派遣要請による地域の行事等における交通事故防止活動（街頭指導）</p> <p>～交通安全指導員の心構え～ ・民間の奉仕者であること。 ・活動に必要な知識や技術の向上に努めること。 ・指導を行う際は、受傷事故の原因とならないよう、危険防止を第一とすること。 ・制服を着用し、市民の模範となる身のこなしで街頭指導を実施すること。</p> <p>※制服は貸与します。</p>								
身分補償 (委員の業務上、 及び往復路の 災害についての 補償)	<p>●委嘱 各小学校区の自治会の推薦を受けて、 藤枝市交通安全対策協議会長（市長）が委嘱</p> <p>●ボランティア保険 補償金額</p> <table border="1"><tr><td>死亡・後遺障害</td><td>通院</td><td>入院</td><td>賠償責任（対人・対物）</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>5,000円/日</td><td>8,000円/日</td><td>2億円（上限）</td></tr></table> <p>※補償期間：1年(毎年更新)</p>	死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）	3,000万円	5,000円/日	8,000円/日	2億円（上限）
死亡・後遺障害	通院	入院	賠償責任（対人・対物）						
3,000万円	5,000円/日	8,000円/日	2億円（上限）						
選出人数	地元自治会と交通安全指導員会（主に各小学校区班長）において協議の上、必要と認めた人数								
自治会町内会から選出する根拠	藤枝市交通安全指導員は、地元における児童・生徒等の安全確保のために街頭指導を実施するなど地域に密着した活動を行っているため								



藤環自第75号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

生活環境課長

藤枝市環境衛生自治推進協会委員の変更及び 常任理事（支部長・副支部長）の変更について（依頼）

藤枝市環境衛生自治推進協会委員及び常任理事は、各自治会・町内会より推薦をいただき、ごみ分別を始めとするごみの減量・資源化にご尽力いただいております。

現在の環自協委員の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日となっておりますが、地域の事情等により令和8年4月から交代となる場合は、別紙「環自協委員変更届」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、環自協常任理事（支部長・副支部長）に変更がある場合は、別紙「環自協常任理事変更届」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、変更がない場合には、ご提出の必要はございません。

記

- 1 提出書類
 - (1) 環自協委員変更届
 - (2) 環自協常任理事変更届
- 2 推薦上限人数
 - (1) 環自協委員：各町内会1名 ※環境美化推進員との兼務可能
 - (2) 常任理事（支部長・副支部長）：各支部1名
※藤枝支部、青島支部の副支部長は2名
- 3 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】
- 4 提出先 自治協力委員会受付・生活環境課・各地区交流センター
- 5 活動内容等 環自協委員の活動内容等は裏面を参照してください。
- 6 その他 環自協委員と環境美化推進員は兼務可能です。
兼務の場合、変更届の「兼務」欄に○を記入してください。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681 Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp

交通安全指導員推薦書及び連絡書

令和8年4月1日からの藤枝市交通安全指導員について下記のとおり推薦します。

また、退任者について次のとおり報告します。

令和 年 月 日

小学校区

自治会

自治会長

記

区分	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所	連絡先
新任 退任		男女		〒 藤枝市	
新任 退任		男女		〒 藤枝市	
新任 退任		男女		〒 藤枝市	
新任 退任		男女		〒 藤枝市	

※収集した個人情報は藤枝市交通安全指導員に関する業務以外には使用しません。

※この推薦書は、交通安全協会藤枝地区支部（警察署内）の分会員の推薦書ではありません。

【記入方法】

- ・新任の場合、新任に○をつけ、全ての項目をご記入ください。
- ・退任の場合、退任に○をつけ、氏名のみご記入ください。

【連絡・提出先】

市民協働部 交通安全・地域安全課
TEL : 054-631-5553
FAX : 054-643-3327

4. 藤枝市環境衛生自治推進協会委員

担当課	生活環境課 (643-3681)								
根拠法令等	藤枝市環境衛生自治推進協会規約								
任期	原則 2 年								
報酬	委員日当 (会議) 1,000 円／回								
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別について、排出者に対し集積所での指導、管理に関するこ・町内会内の環境衛生及び美化に関するこ(防虫防疫等の薬剤散布、側溝清掃、空き地や不法投棄の監視)・ごみ集積所の維持管理に関するこ・環境衛生事業への協力等								
身分補償 (委員の業務上、 及び往復路の災害 についての補償)	民間保険会社のボランティア保険に加入 <table border="1"><tr><td>賠償</td><td>1 億 5 千万円</td></tr><tr><td>死亡</td><td>650 万円</td></tr><tr><td>入院</td><td>4,500 円/日</td></tr><tr><td>通院</td><td>2,500 円/日</td></tr></table>	賠償	1 億 5 千万円	死亡	650 万円	入院	4,500 円/日	通院	2,500 円/日
賠償	1 億 5 千万円								
死亡	650 万円								
入院	4,500 円/日								
通院	2,500 円/日								
選出人数	各町内会概ね 1 名								
選出人数の 算出根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第 5 条 各町内会を班とし、各班に委員をおく								
自治会町内会から 選出する根拠	藤枝市環境衛生自治推進協会規約 第 5 条 委員は町内会の環境衛生に関する事業を推進する								

町内会長記入

環自協委員変更届

令和8年4月1日からの委員について下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

町内会

町内会長

記

令和8年度の環自協委員

環境美化 推進員 との兼務	ふりがな 氏名	生年月日	住 所	連絡先
			〒 藤枝市	

※収集した個人情報は環境衛生自治推進協会に関する事務以外には使用いたしません。

【記入方法】

- ・環境美化推進員と兼務する場合は、兼務欄に○をつけてください。
その場合、別で依頼している「環境美化推進員変更届」の提出は不要です。

【連絡・提出先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp

支部長記入

環自協常任理事変更届

令和8年4月1日からの環自協常任理事について下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

_____支部

_____自治会連合会支部長

記

令和8年度環自協常任理事（支部長・副支部長）

役職	ふりがな 氏名
環自協 支部長	
環自協 副支部長	
環自協 副支部長	←藤枝・青島支部は副支部長が2名のため、変更がある場合のみ記入

※収集した個人情報は環境衛生自治推進協会に関する事務以外には使用しません。

【連絡・提出先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤環自第75号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

生活環境課長

環境美化推進員の変更について（依頼）

環境美化推進員は、各自治会・町内会より推薦をいただき、環境美化の推進・指導など、まちをきれいにする活動にご尽力いただいております。

現在の環境美化推進員の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日となっておりますが、地域の事情等により令和8年4月から交代となる場合は、別紙「環境美化推進員変更届」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、変更がない場合には、ご提出の必要はございません。

記

1 提出書類 環境美化推進員変更届

2 推薦上限人数 各町内会1名

※環自協委員との兼務可能（兼務の場合は環自協委員変更届を使用してください。）

3 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】

4 提出先 自治協力委員会受付・生活環境課・各地区交流センター

5 活動内容等 環境美化推進員の活動内容等は裏面を参照してください。

6 その他の 環境美化推進員と環自協委員は兼務可能です。

兼務の場合は、環自協委員変更届を使用し、「兼務」欄に○を記入してください。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681 Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp

5. 環境美化推進員

担当課	生活環境課（643-3681）								
根拠法令等	まちをきれいにする条例								
任期	原則2年								
報酬	なし								
業務内容	<p>環境美化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化の指導、ごみのポイ捨てに対する注意・指導 ・町内会内の不法投棄、落書き、不適切な管理の空き地などの通報 ・毎年5月最終日曜日に実施する、統一美化キャンペーンへの協力 								
身分補償 (委員の業務上、 及び往復路の災害 についての補償)	<p>市長より委嘱状交付</p> <p>民間保険会社のボランティア保険に加入</p> <table border="1"> <tr> <td>賠償</td><td>1億5千万円</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>650万円</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>4,500円/日</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>2,500円/日</td></tr> </table>	賠償	1億5千万円	死亡	650万円	入院	4,500円/日	通院	2,500円/日
賠償	1億5千万円								
死亡	650万円								
入院	4,500円/日								
通院	2,500円/日								
選出人数	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会1名（小石川町内会は2名） ・各保勝会より概ね1名 								

町内会長記入

環境美化推進員変更届

令和8年4月1日からの推進員について下記のとおり変更します。

令和 年 月 日

町内会

町内会長

記

令和8年度環境美化推進員

ふりがな 氏名	生年月日	住 所	連絡先
		〒 藤枝市	

※収集した個人情報は環境美化推進員に関する事務以外には使用いたしません。

【記入方法】

- ・環自協委員と兼務する場合は、本推薦書は提出不要です。
別で依頼している「環自協委員変更届」の兼務欄に○をつけて提出してください。

【連絡・提出先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤教生涯第154号
令和7年12月1日

自治会長 各位

藤枝市長 北 村 正 平

藤枝市青少年補導員の任期満了に伴う推薦について（依頼）

藤枝市青少年補導員は、各自治会長、各学校PTA会長よりご推薦いただき、市長の委嘱により、地域の青少年健全育成を推進するため街頭補導及び防犯パトロール等補導活動にご活躍をいただきており、令和8年4月末に任期2年が満了します。

つきましては、次期（令和8年5月1日から令和10年4月30日）青少年補導員をご本人承諾のうえ、ご推薦いただきたく下記のとおりご依頼申し上げます。

記

- 1 提出書類
 - ・藤枝市青少年補導員推薦書（別紙1）
 - ・藤枝市青少年補導員承諾書及び委任状（別紙2）

※ 任期は令和8年5月1日から令和10年4月30日です。

※ ご推薦される全員分をご記入ください。
- 2 提出期限 令和8年3月3日（火）
自治協力委員会定例会の会場にてご提出をお願いします。
(上記の日以外は生涯学習センター、各地区交流センターまで
お願いします。)
- 3 活動内容等 別紙3を参照してください。
- 4 連絡事項
 - ・補導員の交代が無い場合も別紙1及び2のご提出をお願いします。
 - ・現任の補導員数は別紙3（裏面）を御参照ください。
 - ・行事予定として、令和8年5月に研修会を予定しております。
(令和8年4月上旬に通知予定です。)

【問い合わせ先】

生涯学習課 青少年係（藤枝市茶町一丁目5-5）
Tel : 054-646-3211
Fax : 054-646-3217
Mail : rouju@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市青少年補導員推薦書（別紙1）

藤枝市長様

令和 年 月 日
藤枝市 地区 自治会
自治会長

令和8年5月1日からの藤枝市青少年補導員について下記のとおり推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 ※和暦	住所	携帯電話番号	区分
		〒 藤枝市		新任・継続

(新任又は継続のいずれかに○をつけてください)

※収集した個人情報は青少年補導員に関する業務以外には
使用しません。

【連絡・提出先】

藤枝市生涯学習課 青少年係
藤枝市生涯学習センター内
TEL 646-3211

藤枝市青少年補導員承諾書及び委任状（別紙2）

私は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までの期間、藤枝市青少年補導員になることを承諾します。

また、任期中に支払われる活動費については、地区補導員会活動費として、その受領及び使途を地区長に委任します。

藤枝市長様

令和 年 月 日

自治会・町内会名 _____ 自治会 町内会

(〒 _____)

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ (自署)

生年月日 _____ 年 月 日

携帯電話番号 _____

※収集した個人情報は青少年補導員に関する業務以外には使用しません。

【連絡・提出先】

藤枝市生涯学習課 青少年係

藤枝市生涯学習センター内

TEL 646-3211

青少年補導員の活動内容（別紙3）

青少年補導とは

何らかの影響での不良化または非行化する青少年をいち早く発見し、地域での「愛の声掛け」や見守りをとおして適切に補導し、犯罪に巻き込まれないための方策を講じる活動を「青少年補導」といいます。

組 織					
地区	各自治会支部ごとに組織された地区補導員会に所属して活動を行う				
補導員	参考	所属区分 (令和8年度予定人数)	PTA (34名)	自治会 (131名)	合計 (165名)
任期	令和8年5月1日～令和10年4月30日（1任期は2年間）				

活動内容	
地区定例会	月1回… 地区での情報交換、補導活動の計画立案 など
補導活動	地区の補導計画により実施する 回数…月1回～数回 時間…概ね午後7時～10時
補導内容	街頭補導…帰宅指導、自転車の安全指導（無灯火、二人乗り） 祭典補導…各地区的祭典やイベントでの補導 環境浄化活動…白ポストに投函された有害図書類の回収 善行賞の表彰…地域で善行のあった小、中、高校生の表彰推薦 その他…「地域の青少年への声掛け運動」への参加 など
補導対象場所	深夜入場禁止施設 <ul style="list-style-type: none"> ・興行場（映画館など） ・カラオケボックス ・インターネットカフェやマンガ喫茶など ・ボウリング場 ・ゲームコーナー等 繁華街…駅及び周辺、公園、催し物会場 など 商業施設…コンビニエンスストア、レンタルビデオ、書店 など その他…社寺境内、空き家、空き地等、人気の乏しい場所
巡回	青色回転灯装着車両による防犯パトロール活動の実施 (注) 藤枝警察署生活安全課による講習の受講が必要
その他	事務局にてボランティア保険への加入手続きをします 地区活動費として、一人当たり月1,500円を各地区補導員会に支払います

令和7年度 藤枝市青少年補導員 地区別人数一覧表

地区	自治会等	町内会名	人数	計
瀬戸谷	瀬戸谷第1	本郷	2	7
	瀬戸谷第2	たかね	2	
	瀬戸谷第2	中里	1	
	瀬戸谷第3	滝沢	2	
	PTA		2	
	計		9	
稲葉	稲葉第1	堀之内	2	10
	稲葉第1	谷稲葉	2	
	稲葉第2	寺島	2	
	稲葉第2	助宗	2	
	稲葉第2	宮原	2	
	PTA		2	
	計		12	
葉梨	葉梨第1	北方	1	14
	葉梨第1	白藤	1	
	葉梨第1	西方	1	
	葉梨第2	花倉	1	
	葉梨第2	上川	1	
	葉梨第2	中田	1	
	葉梨第3	下薮田	1	
	葉梨第3	高田	1	
	葉梨第3	藤枝サニーヒルズ	1	
	葉梨第3	清里一丁目	1	
	PTA		3	
	計		17	
広幡	広幡第1	水守	2	12
	広幡第1	八幡	2	
	広幡第1	鬼島	1	
	広幡第1	上当間	2	
	広幡第2	下当間	1	
	広幡第2	仮宿	2	
	広幡第2	潮	1	
	広幡第2	横内	1	
	PTA		3	
	計		15	
西益津	西益津第1	長楽寺2	1	13
	西益津第1	益津下	1	
	西益津第1	郡1	1	
	西益津第1	郡2	1	
	西益津第1	稻川	1	
	西益津第2	田中一丁目	1	
	西益津第3	平島第1	1	
	西益津第3	平島第2	1	
	西益津第3	平島第3	1	
	藤枝第9	藤岡二丁目	1	
	PTA		5	
	計		18	

地区	自治会等	町内会名	人数	計
藤枝	藤枝第1	原第1	1	19
	藤枝第1	原第3	1	
	藤枝第1	原第6	1	
	藤枝第2	木町第2	1	
	藤枝第2	木町第5	1	
	藤枝第3	栄	1	
	藤枝第3	上伝馬	1	
	藤枝第3	小坂	1	
	藤枝第4	益津	1	
	藤枝第5	岡出山三丁目	1	
	藤枝第6	千才	1	
	藤枝第7	長楽寺1	1	
	藤枝第7	白子	1	
	藤枝第7	下伝馬	1	
	藤枝第7	左車	1	
	藤枝第8	市部第1	1	
	藤枝第8	市部第2	1	
	藤枝第8	市部第3	1	
	藤枝第10	五十海東・五十海西	1	
	PTA		4	
	計		23	
青島	青島第1	前島上東・前島上西	1	24
	青島第1	前島仲	1	
	青島第2	田沼北	1	
	青島第2	田沼中	1	
	青島第3	東町	1	
	青島第4	駅前第2	1	
	青島第4	サーパス西公園	1	
	青島第5	駿河台三・五丁目	1	
	青島第5	南駿河台五丁目	1	
	青島第6	青木西	1	
	青島第6	青木南	1	
	青島第7	志太第1	1	
	青島第7	志太第4	1	
	青島第8	瀬戸新屋	1	
	青島第8	緑の丘	1	
	青島第9	追分西	1	
	青島第9	青葉町南	1	
	青島第10	三軒屋	1	
	青島第10	光洋台	1	
	青島第10	瀬戸	1	
	青島第11	青南町上	1	
	青島第11	青南町下	1	
	青島第12	瀬古第2	1	
	青島第12	ふじみ台	1	
	PTA		6	
	計		30	

地区	自治会等	町内会名	人数	計
高洲	高洲第1	築地	1	14
	高洲第1	築地上	1	
	高洲第2西	高柳上	1	
	高洲第2北	高柳切島	1	
	高洲第2東	高柳大渕	1	
	高洲第3	兵太夫南	1	
	高洲第3	兵太夫中	1	
	高洲第3	兵太夫北	1	
	高洲第3	兵太夫下	1	
	高洲第4	兵太夫上第1	1	
	高洲第4	兵太夫上第3	1	
	高洲第4	兵太夫上第5	1	
	高洲第5	大新島	1	
	高洲第5	与左衛門	1	
	PTA		3	
	計		17	
大洲	大洲第1	大東町西	1	11
	大洲第1	大東町北	1	
	大洲第1	大東町東	1	
	大洲第1	大東町南	1	
	大洲第2	善左衛門下	1	
	大洲第2	善左衛門上	1	
	大洲第3	弥左衛門	1	
	大洲第3	泉町	1	
	大洲第3	忠兵衛	1	
	大洲第4	源助	1	
	大洲第4	五平	1	
	PTA		3	
	計		14	
岡部	岡部第1	川原町	1	7
	岡部第1	岡部	1	
	岡部第2	内二第三	1	
	岡部第3	三輪向原	1	
	岡部第4	村良	1	
	岡部第5	小園	1	
	岡部第5	玉取	1	
	PTA		3	
	計		27	

補導員 131名
PTA 34名
計 165名



藤健推第161号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

健康推進課長

藤枝市保健委員の推薦について（依頼）

藤枝市保健委員は、ご本人の承諾を得たうえで各自治会・町内会からご推薦をいただき、藤枝市長の委嘱により、地域の健康づくりを担うリーダーとして、保健講座の開催や保健衛生に関する活動に取り組んでいただいております。

つきましては、令和8年度藤枝市保健委員をご推薦いただきたく、下記のとおりご依頼申し上げます。

記

- 1 提出書類 藤枝市保健委員推薦書及び名簿
※自治会リーダー・町内会リーダー・保健委員の人数については、
地域の実情に応じて推薦をお願いします。
- 2 任 期 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
- 3 活動内容等 裏面を参照してください
- 4 提出期限 令和8年2月2日（月）【2月自治協力委員会開催日】
- 5 提 出 先 自治協力委員会受付・健康推進課・各地区交流センター
- 6 そ の 他 •令和8年度保健委員連絡協議会の役員については、2月12日（木）に
開催予定の第3回保健委員連絡協議会役員会にて、本年度の支部委員長
様に新役員（支部委員長・地区長・副地区長）の推薦を依頼する予定で
すのでご承知おきください。

【問い合わせ先】

健康推進課（保健センター内）

Tel : 054-645-1111

Fax : 054-645-2122

Mail : hokencenter@city.fujieda.shizuoka.jp

8. 保健委員

担当課	健康推進課 (645-1111)																		
根拠法令等	藤枝市保健委員設置要綱、藤枝市保健委員連絡協議会会則																		
任期	原則2年																		
報酬	なし(ただし、年3回行う連絡協議会役員会の出席謝礼あり)																		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康増進 ・健康づくりに関する知識の習得 ・行政の行う保健事業の啓蒙及び連絡協力 ・感染症などの予防の普及啓発 等 																		
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>市長より委嘱状交付 公務災害を適用</p> <p>その他、民間保険会社を利用</p> <p>【役員】会議・イベント開催時 (往復途上補償あり)</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table> <p>【委員】研修会及び活動報告会の2日間 (往復途上補償あり)</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table> <p>【委員】保健講座参加 (6月～12月) (往復途上補償なし)</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡・後遺障害</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>5,000円／日</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>3,000円／日</td> </tr> </table>	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日	死亡・後遺障害	350万円	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
死亡・後遺障害	350万円																		
入院	5,000円／日																		
通院	3,000円／日																		
推薦人数	<p>◎自治会長</p> <p>◎町内会代表(町内会長又はそれぞれの町内会の区域内に居住する住民のうちから町内会代表として町内会長の推薦を受けた者)</p> <p>◎居住する町内会から推薦を受けた者(上記に掲げる者を除く)</p>																		
推薦人数の算出根拠	藤枝市保健委員設置要綱第3条																		
自治会町内会から推薦する根拠	藤枝市保健委員設置要綱第3条																		

保健委員推薦書及び名簿

令和8年4月1日からの保健委員等について下記のとおり推薦します。

令和 年 月 日

_____自治会

_____自治会長

記

役職	区分	ふりがな 氏名	住所	連絡先
※1 自治会長	新任 継続		〒 藤枝市	
※2 自治会リーダー	新任 継続		〒 藤枝市	

※1 令和8年度に就任する自治会長をご記入ください。

※2 地域の実情に応じ、必要な場合は推薦をお願いします。

【記入方法】

- ・新任の場合、新任に○をつけ、全ての項目にご記入ください。
- ・継続の場合、継続に○をつけ、氏名をご記入ください。
連絡先等に変更がある場合は追加でご記入ください。
- ・収集した個人情報は保健委員に関する業務以外には使用しません。

【連絡・提出先】

健康推進課（保健センター内）

TEL：054-645-1111 FAX：054-645-2122

町内会推薦

令和8年4月1日からの保健委員等について下記のとおり推薦します。

令和 年 月 日

_____ 町内会

_____ 町内会長

記

役職	区分	ふりがな 氏名	住所	連絡先
町内会代表	新任 継続		〒 藤枝市	
※2 町内会リーダー	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	
保健委員	新任 継続		〒 藤枝市	

※2 地域の実情に応じ、必要な場合は推薦をお願いします。

藤 総 第125号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

総務課長

広報物の配布者の確認について（依頼）

市政情報につきましては、ホームページやSNSのほか、各種広報物の全戸配布や組回覧により、広く市民の皆様へお届けしてまいります。

つきましては、令和8年度の広報物を配布していただける方を町内会ごと選任の上、別紙「広報物配布者報告書」を提出いただきますようお願い申し上げます。

また、広報物の配布方法・回数の見直しなど、自治会・町内会の皆様の負担軽減に向け、引き続き取り組んでまいりますので御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、来年度の広報物の配布予定日は、裏面のとおりです。

記

- 1 提出書類 広報物配布者報告書（本日配布した書類）
※交代がない場合も、報告書の提出をお願いします。
- 2 提出期限 令和8年2月20日（金）
- 3 提出先 インターネット：回答サイト（下記二次元コードまたはURL）にて回答
URL <https://logoform.jp/f/B0Yot>
メール：上記回答サイトより様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、下記アドレスに提出
紙面の場合：総務課、各地区交流センター又は岡部支所の窓口へ提出
- 4 配布部数 令和8年4月号の広報物配布部数は、前月と同部数となります。変更がある場合は、3月27日（金）までに下記問い合わせ先へ連絡をお願いします。また、変更が生じた場合はその都度、連絡をお願いします。

↓二次元コード↓



【問い合わせ先】
総務課（市役所東館3階）
Tel : 054-643-3228
Mail : somu@city.fujieda.lg.jp

令和8年度 「広報ふじえだ」発行予定日

広報ふじえだは、毎月1回、5日に発行しています。
自治会・町内会を通じた世帯配布にご協力をお願いします。

月	5日号
4月	3日(金)
5月	7日(木)
6月	5日(金)
7月	3日(金)
8月	5日(水)
9月	4日(金)
10月	5日(月)
11月	5日(木)
12月	4日(金)
1月	5日(火)
2月	5日(金)
3月	5日(金)

〈広報ふじえだの発行について〉

- ・原則、5日に発行します。
- ・発行日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日となりますが、
5月5日号は休日後の平日となります。

※各世帯に滞りなく広報紙が届くようご協力をお願いします。

【発行に関すること】

広報課 TEL : 643-3108

【配布に関すること】

総務課 TEL : 643-3228

町内会提出

藤枝市総務課 行

広報物配布者報告書

自治会

町内会

【報告者】令和7年度町内会長

電話番号

【令和8年度 配布担当者】

氏名	役職	住所	電話番号	担当時期	届け先 ※お届け先が住所と異なる場合に記入
	<input type="checkbox"/> 町内会長 <input type="checkbox"/> 配布専従者	藤枝市		<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月～月	
	<input type="checkbox"/> 町内会長 <input type="checkbox"/> 配布専従者	藤枝市		<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月～月	
	<input type="checkbox"/> 町内会長 <input type="checkbox"/> 配布専従者	藤枝市		<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月～月	

※令和8年2月20日（金）までに提出してください。

また、変更のない場合も提出をお願いします。

時期ごと配布担当者を分ける場合は、2・3段目にも記入してください。

※報告いただいた個人に関する情報は、広報配布業務に係るもの以外には使用いたしません。



藤総第131号

令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

令和7年国勢調査藤枝市実施本部
本部長 河野 一行

令和7年国勢調査への協力に対するお礼（情報提供）

令和7年国勢調査につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、無事に調査期間を終えることができました。

自治会長、町内会長の皆様におかれましては、御多忙のところ調査員の御推薦をしていただきいたほか、調査期間中は、調査員の活動を陰ながら御支援くださいましたことに、心から感謝申し上げます。

調査員の皆様におかれましては、残暑が厳しい中、朝から晩まで多くの世帯を訪問し、円滑な調査活動を実施してくださいまして、誠にありがとうございました。

なお、国勢調査につきましては、今後、調査書類の確認や整理等の作業を経て、来年2月頃に全ての業務を完了する予定です。

● 回答状況

1 インターネット回答

31,033件 回答率62.3% 11月17日現在 (前回24,556件)

2 郵送回答について

18,794件 回答率37.7% 11月17日現在 (前回25,642件)

【問い合わせ先】

総務課（市役所西館3階）

Tel : 054-643-3818

Fax : 054-643-3604

Mail : somu@city.fujieda.lg.jp



藤スボ振第56号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

スポーツ振興課長

藤枝市スポーツ推進委員の選出方法の変更・推薦について（情報提供）

藤枝市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき市から委嘱を受けて活動する非常勤公務員として、各種ニュースポーツ教室等の企画・運営、スポーツイベントへの協力、地域のスポーツ振興などにご尽力いただいております。

今年度末で任期（2年）が満了となることに伴い、次期（令和8年4月1日～2年間）スポーツ推進委員の推薦については、自治会の負担軽減を図る観点から、従来の「自治会推薦」から「一般公募」および「他推薦（自治会等）」へと変更いたします。

つきましては、自治会・町内会におけるスポーツ振興の観点から、各自治会の状況に応じて、以下のとおりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提出書類 スポーツ推進委員推薦届 ※押印不要

2 提出期限 令和8年2月2日（月） ※2月自治協力委員会開催日

3 活動内容等 裏面のとおり

4 提出先 スポーツ文化観光部 スポーツ振興課（市役所東館4階）
※直接またはメールにてご提出をお願いいたします。
※2月自治協力委員会受付、各地区交流センターでも
提出できます。

5 その他の

- ・委員推薦にあたりましては、原則各自治会1名以内とします。
- ・一般公募や他自治会等で推薦されたスポーツ推進委員を派遣することができますので、適任な人材がない場合は、必ずしも推薦する必要はありません。
- ・推薦いただける場合は、スポーツが好きな方、また男女共同参画の一環として女性を含めた人選をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

スポーツ振興課

Tel : 643-3126 (直通) Fax : 643-3327

Mail : sports@city.fujieda.shizuoka.jp

1 1-6. スポーツ推進委員

担当課	スポーツ振興課（643-3126）																				
根拠法令等	藤枝市スポーツ推進委員規則																				
任期	原則2年																				
報酬	委員報酬(会議)5,000円／回(委員長5,500円) 指導謝礼(実技)3,000円／回																				
業務内容	<p>①会議:委員会(年7回／全員) 運営委員会(年7回／運営委員のみ)</p> <p>②スポーツの実技指導を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペタンク・ワンバウンドふらば～るバレーボール等各種教室・大会の運営 (教室:前期5月～6月、後期9月～10月、各7回程度実施) <p>③スポーツ活動促進のための組織の育成を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツクラブ等の育成 <p>④学校等の教育機関、地区交流センター等の行政機関及びスポーツ団体やその他の団体が行う行事、事業に関し協力すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ&健康フェスタ、藤枝リバティ駅伝、ふじえだマラソン等 <p>⑤市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること</p> <p>⑥スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと</p>																				
身分補償 (委員の業務上、及び往復路の災害についての補償)	<p>【スポーツ安全保険】</p> <p>■傷害保険(金額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">64歳以下</th> <th colspan="2">65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>2,000万円</td> <td>死亡</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害(最高)</td> <td>3,000万円</td> <td>後遺障害(最高)</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>入院(1日につき)</td> <td>4,000円</td> <td>入院(1日につき)</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>通院(1日につき)</td> <td>1,500円</td> <td>通院(1日につき)</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■賠償責任保険 ■突然死葬祭費用保険 ※公務災害も適用可能</p>	64歳以下		65歳以上		死亡	2,000万円	死亡	600万円	後遺障害(最高)	3,000万円	後遺障害(最高)	900万円	入院(1日につき)	4,000円	入院(1日につき)	1,800円	通院(1日につき)	1,500円	通院(1日につき)	1,000円
64歳以下		65歳以上																			
死亡	2,000万円	死亡	600万円																		
後遺障害(最高)	3,000万円	後遺障害(最高)	900万円																		
入院(1日につき)	4,000円	入院(1日につき)	1,800円																		
通院(1日につき)	1,500円	通院(1日につき)	1,000円																		
選出人数	52名程度【他推薦(自治会等) + 一般公募】																				
選出人数の算出根拠	藤枝市スポーツ推進委員規則により全体人数について60名以内と規定。市及び地区において、スポーツの普及・推進を行うために必要な人数として自治会に1名が望ましい。																				
自治会町内会から選出する根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツの普及・推進を図る重要な役割を担う非常勤の公務員であり、地域の先導役として、また行政とのパイプ役としての役割が求められている。 ・自治会等に交付する地域スポーツ振興交付金の効果的な活用を図るため、スポーツ推進委員が活用方策の企画・提案から、運営・実施に至るまでの中心的な役割を担うことが期待されている。 <p>以上を踏まえ、自治会ごとに1名の選出が望ましいものの、自治会の負担軽減の観点から、選出については、自治会内等でスポーツ振興の推進に資する適任者がいる場合のみとします。</p>																				

スポーツ推進委員推薦書

令和8年4月1日からのスポーツ推進委員について下記のとおり推薦します。

令和 年 月 日

推薦者

_____ 自治会

_____ 自治会長

記

区分	ふりがな 氏名	生年月日	住所	連絡先
新任			〒 藤枝市	
継続				

※収集した個人情報はスポーツ推進委員に関する事務以外には使用いたしません。

【記入方法】

- ・新任の場合、新任に○をつけ、全ての項目をご記入ください。
- ・継続の場合、継続に○をつけ、氏名のみご記入ください。
変更のある項目がありましたらご記入ください。

【連絡・提出先】

スポーツ振興課（東館4階）

Tel : 643-3126（直通）

Fax : 643-3327

Mail : sports@city.fujieda.shizuoka.jp



藤地防第140号
令和7年12月1日

自治会長 各位

地域防災課長

藤枝市地域防災指導員及び 自主防災会役員名簿等の提出について（情報提供）

以下の3点について、各自主防災会長宛に別紙のとおり依頼させていただきますのでご承知おきください。

【依頼内容】

- 1 令和8年度 地域防災指導員養成講習会 新規受講生の推薦について
- 2 令和8年度 地域防災指導員の継続確認について
- 3 令和8年度 自主防災会役員名簿の提出について

【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

Tel : 054-643-2110

Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

写

自主防災会長 各位

藤枝市長
(地域防災課)

令和8年度 地域防災指導員及び自主防災会役員名簿等の提出について（依頼）

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、本市の防災行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年末年始の大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記の書類について令和8年2月27日(金)までに、メール、電子申請、ファクス、地区交流センターまたは直接、地域防災課にご提出をお願いします。

なお、「1 新規受講生の推薦」及び「3 自主防災会役員名簿の提出」については、各様式を市ホームページからダウンロードできます。併せて、電子申請での提出も可能となりますので、積極的なご利用をお願いします。

記

1 令和8年度 地域防災指導員養成講習会 新規受講生の推薦について

南海トラフ巨大地震等大規模災害の発生が懸念される中、自主防災活動の充実を図り地域防災力の強化と底上げを図るため、地域防災指導員を養成しています。

講習会の詳細については、令和8年度の実施要領（別紙1－1）及び講習会日程（別紙1－2）をご参照のうえ、令和8年度新規受講生をご推薦ください。（必ず推薦される方の同意を得てください。）

※地域防災指導員が不在の自主防災会については、早期に地域防災指導員が配置できるよう、組織的にご検討をお願いします。

※様々な視点を取り込むことや持続的な防災力の強化のために、女性や若い世代の積極的なご推薦をお願いします。

【提出書類】地域防災指導員（新規受講生）推薦書（別紙2）

電子申請アドレス：<https://logoform.jp/form/Knxg/1294549>



QRコード

【裏面あり】

2 令和8年度 地域防災指導員の継続確認について

平成14年度より実施している地域防災指導員養成講習会では、これまでに2,300名以上の地域防災指導員を養成し、現在約900名が自主防災会の支援活動などをしていただいております。

つきましては、現在活動していただいている地域防災指導員の令和8年度の継続確認をお願いします。(必ずご本人の意向を確認してください。)

なお、現在の階級が空欄の方については、初級が修了出来ておりませんので、令和8年度 地域防災指導員養成講習会（初級）の受講意思がない場合は、退任に○を記入してください。

【提出書類】継続確認表（別紙3）

※継続確認欄の継続・退任のいずれかに○を記入してください。

※該当のない自主防災会長には、継続確認表は同封しておりません。

3 令和8年度 自主防災会役員名簿の提出について

【提出書類】令和8年度自主防災会役員名簿（別紙4）

電子申請アドレス：<https://logoform.jp/form/Knxg/1294984>



QRコード

【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

担当：狩野・山本・松井

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

令和 8 年度地域防災指導員養成講習会実施要領

1. 目的 南海トラフ沿いで発生する巨大地震など大規模な災害が想定されている中、自主防災活動の充実を図り、地域防災力の強化と底上げを図るため、自主防災会において適切で細やかな指導や、情報提供を行うことができる人材を養成する。
2. 講習期間 3年（1年目：初級、2年目：中級、3年目：上級）
3. 日時 別紙日程（予定）
4. 会場 藤枝市役所西館 5階大会議室 ほか
5. 対象者 地区の防災リーダーとして活動していただける方、災害ボランティア活動者、事業所の防災担当者 など
6. 講師 静岡県中部地域局、中部健康福祉センター、中部電力パワーグリッド㈱、東海ガス㈱、藤枝市（各関係課） など
7. 効果
 - ・防災計画等の作成・防災訓練時の指導により、自主防災活動の充実が図られる。
 - ・各種防災活動の指導・支援を行うことにより、自主防災会長を兼務する町内会長等の負担軽減につながる。
 - ・継続的な指導・支援により、訓練のマンネリ化が解消される。
 - ・事業所の防災対策の充実が図られる。
8. その他 Zoom を活用したオンライン受講を可能とする。

<地域防災指導員に期待する役割と活動>

1. 位置付け

- ・ 自主防災会長の補佐役として、自主防災組織の各種活動を指導・支援する。
- ・ 養成講習会の受講期間は3年とする。
- ・ 市からの費用弁償、報酬等の支給なし。
- ・ 養成講習会受講者（初級～上級）及び受講修了者を地域防災指導員とし、市は住所、氏名等を登録する。（受講修了者については、年度ごとに継続の有無の確認を行う。）

2. 期待する活動とその効果

- ・ 自主防災会長の補佐役
(効果) 会長業務の負担軽減による自主防災活動の活性化
- ・ 自主防災組織に対する個別指導
(効果) 防災委員などの役員の育成・資質の向上
- ・ 地域・事業所における実践的な訓練の普及促進
(効果) 訓練のマンネリ化の解消及び災害時における住民・従業員の対応能力の向上
- ・ 県や市からの防災情報の伝達・広報・主要施策の推進協力
(効果) 地域での防災情報の共有、住民の防災意識の高揚、防災対策の推進

3. 地域防災指導員に期待する主な指導内容

- ・ わが家の地震対策 3本柱①わが家の耐震化②家具の転倒防止③非常用品の準備、感震ブレーカー設置推進などの各種防災対策の啓発
- ・ 防災訓練における訓練計画の立案支援・指導
- ・ 自主防災計画・台帳等の作成（災害時避難行動要支援者等）支援
- ・ 避難生活計画書の作成支援
- ・ 地震防災応急計画（事業所）の作成支援
- ・ その他防災関係情報の伝達・解説 など

☆地域防災指導員の養成状況（初級受講者実績） 合計2,322人

1期生	48人	8期生	106人	15期生	108人	22期生	122人
2期生	58人	9期生	88人	16期生	121人	23期生	113人
3期生	62人	10期生	109人	17期生	105人	24期生	106人
4期生	55人	11期生	113人	18期生	102人		
5期生	63人	12期生	114人	19期生	120人		
6期生	74人	13期生	118人	20期生	112人		
7期生	69人	14期生	111人	21期生	125人		

(参考)

別紙 1－2

(仮) 令和8年度地域防災指導員養成講習会日程

(科目は変更となる場合があります)

初級日程表

日程	科目	講師	会場	備考	
1 7月 4日 (土)	藤枝市の防災体制について	地域防災課	市役所西館 5階 大会議室	9:30～ 11:30	
	避難行動要支援者の支援について	福祉政策課			
	災害医療について	中部健康福祉 センター			
2 7月 11日 (土)	イメージTEN	中部地域局	市役所西館 5階 大会議室 ほか		
4 7月 18日 (土)	プロジェクト TOUKAI-0	建築住宅課	市役所西館 5階 大会議室		
	災害ボランティアセンターについて	社会福祉協議会			
	原子力防災について	大規模災害対策課			
	台風や大雨に備えて	河川課			

中級日程表

日程	科目	講師	会場	備考
1 8月 1日 (土)	NTTの防災対策	NTT西日本	市役所西館 5階 大会議室	9:30～ 11:30
	中部電力の防災対策	中部電力パワーグリッド㈱		
	東海ガスの防災対策	東海ガス株式会社		
2 8月 8日 (土)	消防・救出活動について	志太消防本部		
	水道の防災対策	上水道課		
	下水道の防災対策	下水道課		

上 級 日 程 表

日 程	科 目	講 師	会 場	備 考
1 10月17日(土)	災害時のアレルギー対応 ～非常食への取組み～	ふじえだ アレルギーっ子の会	市役所西館 5 階 大会議室	9:30～ 11:30
	災害廃棄物について	環境政策課		
2 10月24日(土)	災害時におけるペットへの対策 ～被災動物への取組み～	生活環境課		
	藤枝市医療救護計画について	健康推進課		
	防災における「多様性」の視点 ～あなたは避難所でどうしますか～	男女共同参画・ 多文化共生課		

地域防災指導員（新規受講生）推薦書

令和8年度から新規に受講を開始する地域防災指導員について下記のとおり推薦します。

令和 年 月 日

_____自主防災会

_____自主防災会長

記

ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所	連絡先
	男 女		〒 藤枝市	

※性別の記入は任意とします。

※収集した個人情報は地域防災指導員養成講習会に関する業務以外には使用しません。

令和8年2月27日（金）までに

メール・電子申請・ファクス・地区交流センターまたは直接、地域防災課へ提出

電子申請アドレス：<https://logoform.jp/form/Knxg/1294549>



QRコード

【連絡・提出先】

地域防災課（市役所東館2階）

担当：狩野・山本・松井

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

繼 続 確 認 表

別紙3

岡出山1丁目 自主防災会長 様

この名簿は現在市に登録されている貴自主防災会の地域防災指導員が掲載されております。

継続確認にあっては必ず本人に確認したうえで、令和8年度継続確認欄の「継続・退任」のどちらかに○を記入してください。

*階級については10月末時点のものとなります。

※提出期限 令和8年2月27日(金)までに地域防災課へ

【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

担当：狩野・山本・松井

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

繼 続 確 認 表

別紙3

自主防災会長様

この名簿は現在市に登録されている貴自主防災会の地域防災指導員が掲載されております。

継続確認にあつては必ず本人に確認したうえで、令和8年度継続確認欄の「継続・退任」のどちらかに○を記入してください。

※階級については10月末時点のものとなります。

※提出期限 令和8年2月27日(金)までに地域防災課へ

【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

担当：狩野・山本・松井

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp

令和8年度自主防災会長等届出書

別紙4

自主防災会

役職名	氏名	住所	※藤枝市は不要	電話番号
防災部長	フリガナ	〒		
自主防災会長	フリガナ	〒	自宅:	携帯:

※収集した個人情報は、自主防災会に関する業務以外に使用しません。

※貴自主防災会における連絡先メールアドレス	<input type="checkbox"/> R7年度から変更なし → 変更のない場合はメールアドレスの記入は不要です。
	@
	(送付先) <input type="checkbox"/> 自主防災会長 <input type="checkbox"/> その他 ※送付先にレ点をしてください。

※連絡先メールアドレスは、防災訓練の中止など自主防災会への一斉通知の際に利用させていただきます。

※送付先は、自主防災会長または自主防災会長と連絡ができる方をお願いします。

※メールアドレスに誤りがないか、今一度、確認をお願いします。

※貴自主防災会世帯数	世帯 (令和8年1月1日現在)	
※貴自主防災会における一次避難場所		
※貴自主防災会における市の指定避難所		
※貴自主防災会保有の防災倉庫数	棟	
※貴自主防災会保有の防災倉庫設置場所	(例:○○公園、△△ふれあい広場…)	
※貴自主防災会内の女性役員の人数	人	

令和8年2月27日(金)までに

メール・電子申請・ファクス・地区交流センターまたは
直接、地域防災課へ提出

電子申請アドレス:<https://logoform.jp/form/Knxg/1294984>



QRコード

【問い合わせ先】

地域防災課(市役所東館2階)

担当:狩野・山本・松井

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail:bosai@city.fujieda.lg.jp

藤地防第 141 号
令和 7 年 1 月 2 日

自治会長 各位

地域防災課長

消防団員募集!! ~自分たちのまちは自分たちで守る~ (情報提供)

地域防災の中核的存在として、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしている消防団員を募集しています。

消防団に興味のある方や入団を希望する方がいましたら、各分団または地域防災課までご連絡をお願いします。

1 対象

- ・市内に居住・通勤・通学している方
- ・18歳以上で健康な方



2 消防団員の仕事

○平常時の活動

- ・消火・防災訓練…火災現場での活動を想定した訓練の実施
- ・救命講習会…応急手当の方法やAEDの使い方などの講習会の実施
- ・防火啓発活動…火災予防運動などの広報活動の実施

○災害時の活動

- ・消火活動…火災現場での消火活動や後方支援などの実施
- ・水防活動…河川の水位の警戒、排水・浸水防止活動の実施
- ・捜索活動…行方不明者の捜索活動の実施

詳しくは、別添の藤枝市消防団員募集チラシをご覧ください。



【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館 2 階）

Tel : 054-643-2110 Fax : 054-645-3050

Mail : bosai@city.fujieda.lg.jp



ALL FOR FUJIEDA

~全ては藤枝市の未来のために~



藤枝市消防団員募集



消防団 HP



消防団 PR 動画

藤枝市消防団入団資格

- 藤枝市に居住・勤務・通学している方
- 年齢18歳以上の健康な方

⇨詳しくは QR コードを見てね !!

お問い合わせ

藤枝市総務部危機管理センター地域防災課 TEL 054-643-2110

藤枝市消防団は「自分たちのまちは自分たちで守る」という志をもって活動に従事しています。

ふだんは自らの仕事を持ちながらも、火災や風水害、地震などが発生したときは、いち早く現場に駆けつけ、活動する頼もしい存在です。

そんな地域の安心・安全のために活動している消防団員を応援する制度があります。



年報酬・出動報酬等

藤枝市消防団条例により年2回、階級別に年報酬が支給され、また災害出動や各種活動の内容・回数に応じて年3回、出動報酬が支給されます。退団時には勤務経験階級と在団年数に応じた退職報奨金が支払われます。

福祉共済

消防団員及び家族の生活を守るために制度であります。公務外も含め団員が障害等を受けた場合に、一定の援護を行います。なお、障害が消防団員の故意又は重大な過失等による場合は、援護は行われません。

- 入院見舞金
- 障害見舞金
- 死亡または重度障害を受けた場合の援護金等

準中型免許補助制度

道路交通法の改正(平成29年3月12日)に伴い、今後入団が見込まれる若い世代が消防団車両を運転するためには、準中型免許の取得が必要となることから、免許取得に係わる経費を補助する制度です。



藤枝市消防団応援の店

加入店舗

マクドナルド藤枝店・岡出山店、寿し宏、小林製菴店、とうめ屋 など

消防団の活動について

消防団は消防組織法に基づき、全国各市町に設置されている消防機関です。自分の仕事と両立しながら、地域防災の担い手として、住民の安心・安全を守る重要な役割があります。

平常時

消火・防災訓練

火災現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)を行っています。

救命講習会

応急手当方法や、AEDの使い方などの講習会を行っています。

防火啓発活動

年に数回、火災予防運動の広報活動等減災対策に努めています。

災害時

消火活動

火災発生時には、消火活動、後方支援などの活動を行います。

水防活動

風水害の際には、河川の水位の警戒・排水、浸水防止などを行います。

捜索活動

行方不明者の捜索要請があった際には連携をとり捜索活動を行います。

藤福第295号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

福祉政策課長

民生委員・児童委員の一斉改選に係る委員選出に対するお礼（情報提供）

各地区におきまして福祉活動のみならず、様々な活動でご活躍されております民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の任期満了に伴う一斉改選による委員選出に、公私ともにご繁忙の中、ご尽力いただき誠にありがとうございました。

このたび、ご推薦いただきました候補者が厚生労働大臣より委嘱されましたので、下記のとおり報告するとともに、お礼を申し上げます。

記

【委嘱状況】

令和7年12月1日付委嘱

	合計	瀬戸谷	稲葉	葉梨	広幡	西益津	藤枝	青島	高洲	大洲	岡部
委嘱者数	233	7	6	19	11	18	37	65	31	10	29

※各欄に記載の数値については、民生委員・児童委員と主任児童委員を合計したものです

【問い合わせ先】

福祉政策課（市役所西館1階）

Tel : 054-643-3148

Fax : 054-644-2941

Mail : fukusi@city.fujieda.lg.jp



藤日赤120号
令和7年12月1日

自治会長・町内会長 各位

日本赤十字社藤枝市地区
地区長 北村正平
(福祉政策課長)

日本赤十字社の会費募集に対するお礼（情報提供）

令和7年度日本赤十字社の会費募集に対しまして、御多忙のなか格別なる御協力をいただきありがとうございました。

自治会、町内会の皆様からの会費収納総額は13,962,969円でした。

皆様からのあたたかいご支援とご協力に支えられ日本赤十字社は、国内や海外の、緊急時の救援や復興支援、予防活動、救急法講習会等の開催、献血事業等様々な活動をしております。

様々な事業が順調に行われていますのは、日本赤十字社の会費募集に御協力いただきました自治会、町内会の皆様の絶大なる御理解、御協力の賜物と感謝しております。

なお、会費収納額実績の5%以内で、交付金を自治会支部にお支払いをさせていただく予定でございますので、防災活動等にご活用ください。

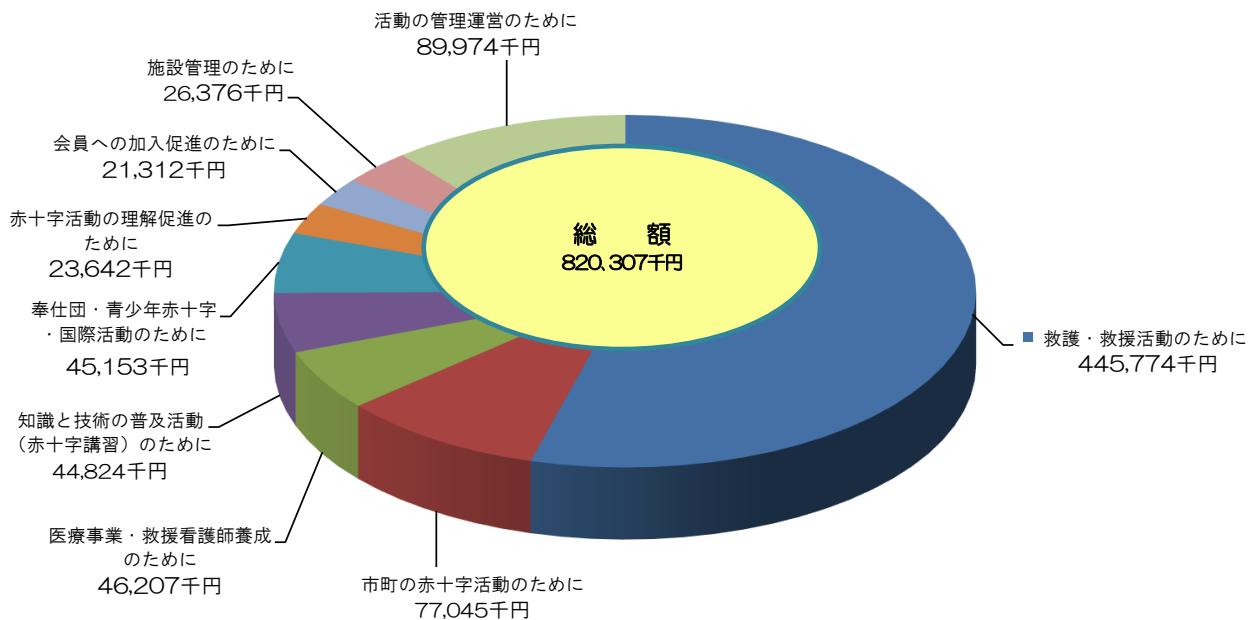
今後とも、日本赤十字社事業に対しまして御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

日本赤十字社藤枝市地区（福祉政策課内）
電話 643-3148（直通）
メール fukusi@city.fujieda.lg.jp

令和6年度に皆様からお寄せいただいた活動資金（会費・寄付金）は、下記のとおり活用させていただきました。ご協力ありがとうございました。

日本赤十字社静岡県支部 令和6年度決算の概要



○ 収入

項目	決算額 (千円)
収入	877,204
総計	877,204

○ 支出

項目	決算額 (千円)	全体比 (%)
救護・救援活動	445,774	54.3%
市町の赤十字活動	77,045	9.4%
医療事業・救援看護師養成	46,207	5.6%
知識と技術の普及活動（赤十字講習）	44,824	5.5%
奉仕団・青少年赤十字・国際活動	45,153	5.5%
赤十字活動の理解促進	23,642	2.9%
会員への加入促進	21,312	2.6%
施設管理	26,376	3.2%
活動の管理運営	89,974	11.0%
総計	820,307	100.0%

令和7年度へ繰越

56,897 (千円)